

鯉ヶ沢町障害者活躍推進計画

機関名	鯉ヶ沢町（町長部局・教育委員会）
任命権者	鯉ヶ沢町長・鯉ヶ沢町教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5ヶ年）
鯉ヶ沢町における障害者雇用に関する課題	<p>鯉ヶ沢町においては、過去の障害者任免状況通報の内容に誤りが見られ、平成31年度より見直しを実施したものの、法定雇用率は未達成であり、また障害者の範囲においても解釈に誤りがあった。</p> <p>職員数適正化の中、障害者に限定した募集・採用は行っておらず、今後も厳しい状況が続くと思われる。</p> <p>そこで正しい法解釈のもと新たな障害者の把握・確認を実施し、正確な実雇用率を把握した上で法定雇用率の達成を目指すとともに、障害者である職員の活躍のため、更なる体制整備や取組が必要と考えられる。</p>
目標	
①採用に関する目標	○ 計画期間内に新たな障害者の採用を図り、【法定雇用率2.6%】の達成を目指す。
②定着に関する目標	○ 在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。 （現在の雇用数を下回らないよう障害者の雇用について理解を図るとともに、不本意な離職がないよう、サポート体制を充実する）
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設置する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、現時点において資格要件を満たす者がいないため、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習をあらかじめ受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度開庁の新庁舎は、設計段階より障害者に配慮した建物としているが、今後も障害者の要望を踏まえ、基礎的環境整備の見直しや必要な措置を講じる。 ○ 障害者に限定した募集・採用試験の実施は困難であるが、通常募集や採用試験において、障害者の応募について排除したりせず、応募があった際には、障害特性に配慮した受験体制や人員配置、選考方法について柔軟に対応するものとする。 ○ 募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○ 相談窓口への相談のほか、自己申告書や人事評価の機会を通じて、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。
<p>4. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。 ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注については、町内に障害者就労施設等がないため、早急な調達方針の作成と発注は困難であるが、町内及び関係機関で協議し、将来的な調達に向け検討する。